



青森県が実施する 男女共同参画の推進に関する施策等への 苦情処理体制

平成18年4月1日スタート



男女共同参画社会の
実現をめざして



県では、青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月4日青森県条例第50号）第11条に基づき、青森県の男女共同参画に関する施策等への苦情・意見を受け付けます。

申出された苦情等は、青森県男女共同参画審議会の部会で、中立・公平に調査審議が行われます。

§ 苦情等の内容

青森県が実施している男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策に関するもの。

※ 県の施策の実施状況が不十分であるという苦情、または必要と考えられる施策の提案や直接的には男女共同参画に関する施策ではないが、間接的、結果的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

ただし、次の事項に該当する場合には、対象外となります。

- ・判決・裁決などにより確定した事項
- ・裁判所において係争中の事項
- ・行政庁において不服申し立て審理中の事項
- ・他の法令の規定により処理すべき事項
- ・監査委員に住民監査請求を行っている事項
- ・議会に陳情又は請願を行っている事項
- ・苦情内容が実質的に専ら私人間の係争の解決を目的としていると判断される事項

§ 苦情等の申出人の範囲

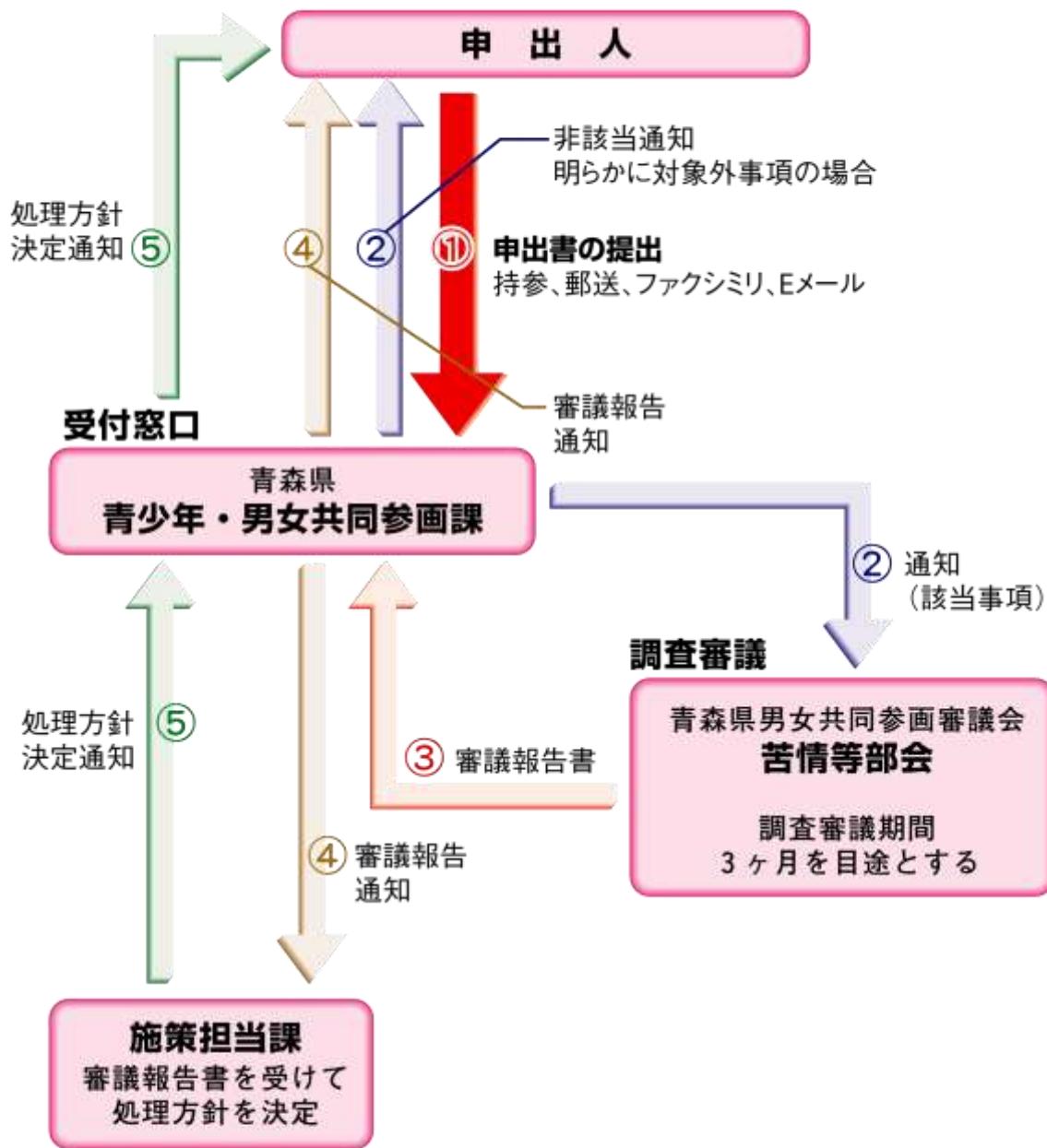
- ・青森県内在住者
- ・青森県内に在勤・在学する個人
- ・青森県内に住所を有する法人または団体の代表者

§ 苦情等の申出の方法

- ・申出は書面で、県の青少年・男女共同参画課に提出してください。
- ・提出は、直接青少年・男女共同参画課へ御持参いただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法でお願いします。



§ 苦情処理の流れ



青森県青少年・男女共同参画課まで、お気軽に御相談ください。

青森県庁の情報は、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

様式第1号

男女共同参画に関する施策等についての苦情申出書

申出年月日 年 月 日

申 出 人	ふりがな氏 名		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		
	ファックス番号		
	電子メールアドレス		
1 申出の趣旨及び理由			
2 他機関への相談等の状況 有・無相談等をした機関名 () 相談等をした時期 年 月 日 (頃)			
3 その他特記事項			
受付年月日 (受取印の押印)	※	受付番号	※ 年度第 号

(裏面をお読みください。)

申出書記載に当たっての留意事項

- (1) 申出人が、法人又は団体の場合には、「氏名欄」に法人又は団体の名称及び代表者名を、「住所欄」に事務所等の所在地及び担当者名を御記入ください。
- (2) 「1 申出の趣旨及び理由」には、できるだけ具体的に内容及び経緯をお書きください。
- (3) 「2 他機関への相談の状況」の機関としては、人権擁護委員、雇用均等室、弁護士会、女性相談所、男女共同参画センター、市町村、裁判所等があります。
- (4) 各項目とも記載欄が足りない場合は、別紙（様式自由）に記入し添付してください。
- (5) 参考となる資料を添付することができます。
- (6) (4)及び(5)により別紙等を添付する場合には、その旨該当項目欄に記述してください。
- (7) 囲欄は、青少年・男女共同参画課が整理のため使用する欄です。
- (8) 申出の内容について、電話等で確認させていただくことがあります。また、申出の審議に当たり、申出人に事情聴取を求めることができます。
- (9) 当該申出書に記載された氏名等の個人情報については、当該苦情処理に係る事務処理のため、県の内部においてのみ使用しますが、青森県における苦情処理の状況を公表する際に、個人・団体の別を付記することができますので、御了承ください。

申出人の範囲

申出を行うことができるのは、青森県内在住者又は青森県内に在勤・在学する個人若しくは県内に住所を有する法人又は団体の代表者で、特別な事情がある場合を除いて本人に限ります。匿名での申出はできません。

申出の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課へ提出してください。

提出先・問い合わせ先

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話 017-734-9228

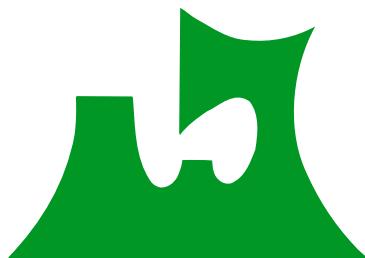
ファックス 017-734-8050

電子メール seishonen@pref.aomori.lg.jp

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）第2条から



私たちが目指す21世紀の社会は、眞の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月）前文から



申出書の請求・提出・問い合わせ

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電 話 017-734-9228

F A X 017-734-8050

電子メール seishonen@pref.aomori.lg.jp

